

あけまして
おめでと
うござい
ます



Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本 孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント ノーベル賞と税金

昨年、日本の3人の研究者がノーベル物理学賞を受賞し話題になりましたが、その賞金については、「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品」は非課税とする税法の規定があります。ただし、6つあるノーベル賞のうち、経済学賞だけはスウェーデン中央銀行の基金からの交付のため、この規定の対象外です。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月13日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月2日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
2月2日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
2月2日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
2月2日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
2月2日
(労働保険事務組合委託の場合2月16日まで)

高 齢 者 介 護



2015年は、団塊の世代といわれる人々が全て65歳に達し、定年を迎え年金や介護保険の受給者となる年です。また、10年後にはこれらの人々が75歳に到達します。これからの10年間は、高齢者の介護問題がますます顕在化する年になるといえるでしょう。

介護保険制度

2003年に介護保険制度が施行されてから10年以上が経過しました。この間に様々な改正が行われ、現在の形になっています。

介護保険制度の被保険者は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)となっています。介護保険制度の財源は、被保険者が負担する保険料が50%、税金が50%となっています。

介護サービスは、65歳以上の人は要支援・要介護状態になったときに受けることができます。原因は問われません。一方、40～64歳の方は、末期がんや関節リュウマチなどの加齢による病気が原因で要介護・要支援状態になった場合に限りられています。

介護サービスの体系

介護サービスには、訪問介護や訪問看護といった在宅サービス、定期巡回・随

時対応型訪問介護看護や認知症対応型通所介護などの地域密着型サービス、介護老人施設や介護療養型医療施設などの施設サービスがあります。

介護保険の財政

平成25年度の予算ベースでは、介護サービスの総費用は9.4兆円となっています。このうちの8.7兆円を保険料と税金で賄い、残りの0.7兆円は利用者が負担します。

利用者は利用料の1割と居住費・食費を負担することになっています。これが今年の8月から年間の年金収入が単身で280万円以上の方は2割負担になります。これにより、高齢者全体の約2割の人が、負担が増えると見込まれています。

介護サービスの利用

介護サービスを利用する場合、利用者は市町村に申請をします。申請があると、市町村は認定調査員などによる調査や主治医の意見書を基に審査を行い、要介護認定をします。そこで要介護1～要介護5の「寝たきりや認知症で介護サービスが必要である」と認定されると、施設サービス・居宅サービス・地域密着型サービスなどのサービスを受けることができます。ただし、今年4月からは、障害や認

知症の場合を除いて、新たに特別養護老人ホームに入所できる人が要介護3～要介護5の人に限定されることになりました。

一方、要介護認定で、要支援1や要支援2に認定されると、介護予防通所リハビリなどの介護予防サービスや、介護予防小規模多機能型居宅介護などの地域密着型介護予防サービスを受けることができます。

さらに、要介護認定で非該当とされた方でも、市町村の実情に応じたサービスを受けられるところもあるようです。

補足給付の見直し

介護老人保健施設に入所する場合、住民税が非課税の方は申請をすることで、食費や居住費の負担が軽減されます。これを「補足給付」といいます。これについても今年8月から、預貯金が一定額を超えている人は対象外となります。具体的には単身で1,000万円、夫婦では2,000万円を超えている人は、補助が受けられなくなります。預貯金の額は、本人が通帳の写しと共に申告したもので判定をすることになっていますが、市町村は必要に応じて金融機関に照会をかけることができ、不正受給に対してはペナルティが科されることとなります。

遺言とは

自分自身が築き上げた財産をどのように分けるのかについて、自身が亡くなる前に意思表示を形にしたものです。遺言がない場合は、相続人同士で話し合っただけで相続人の財産の分け方について決めるのですが、その時に相続人間で争いが起こることは少なくありません。このような争いを起こさないためにも、あらかじめ意思表示しておくことは大事なことだといえます。

遺言は、15歳以上であれば作成することができます。この場合、親などの法定代理人の同意は必要ありません。15歳は義務教育を修了している年齢なので、判断できると考えられているようです。逆に、親などの法定代理人は、未成年者を代理して遺言を作成することができません。

遺言の種類

遺言は、法律で厳格な方式が定められています。自身の意思を録音テープや映像に撮っておいても、遺言としては効力がありません。

遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。

自筆証書遺言は、すべて自分で書く遺言です。他人に書いてもらったものやワープロやパソコンで入力したものは無効になります。

公正証書遺言は、公証役場に行って口頭で遺言の内容を述べ、公証人に作成してもらう遺言です。法律に定められた方法で作成され、

遺言



原本は公証役場に保管されるので、最も確実な遺言といえるでしょう。

秘密証書遺言は、自分で遺言書を作成し、その内容を秘密にしたまま遺言書の「存在」のみを公証人に証明してもらう遺言です。内容を確認してもらわないので、要件を満たさない場合は無効となってしまいます。

遺留分減殺請求

遺言は、自分自身が築いた財産の処分方法について意思表示をするものです。ただし、自身が築いた財産を全て自由に処分できるわけではありません。配偶者と自身の直系尊属・直系卑属には、その財産のうち一定の割合について相続できる権利があります。これを遺留分といいます。

遺留分を侵害する遺言が残されていた場合、侵害された相続人は、その相続人の遺留分の範囲内で財産の返還を要求することができます。これを遺留分減殺請求といいます。

遺留分減殺請求は、遺留

分を侵害している相手方と話し合いをしなければいけません。必ず裁判所を通す必要はありません。ただし、相手方が交渉に応じない場合は、家庭裁判所の調停や審判、裁判で決着が付けられます。また、遺留分を侵害されている相続人は、必ず遺留分減殺請求を行使しなければいけない、ということはありません。

遺言が必要な場合は…

遺言がない場合は、民法で定められた法定相続人同士で話し合っただけで財産の分け方を決めることになりません。これを遺産分割協議といいます。内縁の妻や自身の子供の配偶者といった、法定相続人以外の人に財産を相続させたいという意思がある場合は、あらかじめ遺言を作成しておく必要があります。

個人で事業や農業を営んでいる場合も、遺言が必要だと言えます。遺言がなく、その事業に必要な財産を複数の相続人に分割されるような事態になると、その事業を継続することが困難になることもあるからです。

夫婦の間に子供がいない場合、法定相続人は配偶者の他には自身の両親か兄弟になります。このうち兄弟には遺留分はありません。もし夫婦に子供も両親もいない場合で配偶者にすべての財産を相続させたいときや、自分自身に兄弟しかいない場合ですべての財産を福祉事業などに寄付したいときは、遺言を作成しておく必要があります。

欧州発明家賞

昨年6月、デンソーウェーブと豊田中央研究所で構成されるQRコード開発チームが、欧州発明家賞の「Popular Prize」を受賞しました。日本からは、初めての受賞になります。

欧州発明家賞は、技術的・社会的・経済的に優れた発明に対して欧州特許庁が付与する賞で、2006年に始まりました。「産業部門」「中小企業部門」「大学研究機関部門」「生涯達成部門」「非ヨーロッパ諸国部門」の5つの部門賞と、一般投票の結果で決まる「人気投票賞 (Popular Prize)」があります。

過去には、生物分解性有機ポリマーや電気化学燃料電池の開発、短時間でDNA解析ができるマイクロチップの発明に対して、欧州発明家賞が贈られています。

QRコードは2次元バーコードの一種で、モザイク状の四角いドットで作られて

います。バーコードは横方向という1次元しか情報を持ちませんが、QRコードは縦横の2次元に情報を持つので、記録できる情報量を格段に増やすことができます。

今回欧州発明家賞を受賞した開発チームは、コードを高速で読み取る方法を開発しました。これにより、データの照合や呼び出しが瞬時に行えるようになり、工場の在庫管理や病院の患者の記録、電子チケットや空港の自動発券システムなど、多方面で活用されています。

今回QRコードは、非ヨーロッパ諸国部門にノミネートされていたものの惜しくも受賞を逃しましたが、開発から20年間という長期間にわたり幅広い地域や年代の一般消費者に広く認知されたことが評価されたことで、一般投票によるPopular Prizeの受賞に至りました。

ちなみに、QRコードの「QR」とは、Quick Responseの略です。

開発チームでは、今後もQRコードの進化に取り組んでいくようです。

格安スマホ

一般的なスマートフォンの料金は、月額7,000円前後です。それに対して月額3,000円以下と従来に比べて格安なスマートフォンが販売されています。

昨年4月にイオンが販売したスマートフォンは限定8,000台でしたが、約1ヶ月で完売になりました。当初イオンは、主婦や学生などを対象に考えていましたが、実際は「スマホは料金が高い」という理由で携帯電話を利用していた40代以上の中高年層に選ばれているようです。

格安スマホが安い理由には、データ通信のスピードが遅いことや容量が少ないこと、また通話料金が高いといったことがあります。例えばデータ通信では、動画の視聴には向かないスピードのものや1～2時間程度で容量をオーバーするような格安スマホがあります。通話料金も、大手携帯会社の電話かけ放題の方が安い場合もあります。格安スマホを選ぶ際には注意が必要です。

2038年問題

15年前に、西暦2000年問題がありました。これは、当時の電子機器は西暦の上2ケタが省略されていたため、西暦2000年になると「1900年」と認識し、プログラムが誤作動を起こすと考えられていたことから起こった問題です。実際には、事前に対策が講じられたことで、大きなトラブルはありませんでした。

これと同じような問題が2038年問題です。コンピュータは、1970年1月1日午前0時からの経過秒数で時刻を管理しています。一部のOSやプログラミング言語処理系は32ビットの符号付き整数を利用しており、世界標準時で2038年1月19日午前3時14分8秒を超えると正しく時刻を表現できなくなると言われています。2038年問題への対処が注目されます。